

平成 22 年度金融庁予算執行計画

1. 予算監視・効率化の推進体制

「金融庁予算監視・効率化チーム設置要領」のとおり、金融庁予算監視・効率化チーム（以下「チーム」という。）が取組みを進める。

なお、チームの下に設置された金融庁予算監視・効率化推進グループが、チームの作業を補佐する。

2. 予算監視・効率化に向けた取組み計画

(1) 支出負担行為に関する計画

- ① チームは、予算執行の効果的・効率的執行を図る観点、事務経費の駆け込み執行等を防止する観点から、次の経費について別添のとおり支出負担行為の予定時期及び予定額を明示した計画を策定する。

2(3)に定める事前審査の対象となる経費
旅費及び庁費

- ② チームは、支出負担行為に関する計画の進捗状況を月次で把握・管理するとともに、その実績を四半期毎に公表する。

(2) 予算監視・効率化推進の取組み全体の自己評価の実施

- ① チームは、予算執行計画を含む、予算監視・効率化推進の取組み全体について、四半期毎に当該四半期の実績等を踏まえながら自己評価を実施するとともに、年度終了後に当該年度の実績等を踏まえながら総合的な自己評価を実施する。

- ② 自己評価は、予算執行の適切性や透明性の確保、効率性の向上を図る観点から実施し、実施後、これを公表する。

- ③ チームは、自己評価の業務の一部を「金融庁契約監視委員会」に委任することができる。

- ④ チームは、③の委任を行った場合、「金融庁契約監視委員会」に対し審議結果の報告を求めるとともに、必要に応じ、委任した業務が適切に

行われているか、適宜適切な方法で確認する。

(3) 重要な調達についての事前審査

- ① チームは、原則として調達予定額が5,000万円以上の案件（以下「重要な調達」という。）について事前審査を行う。
- ② チームは、重要な調達について、調達の必要性、有効性、効率性の観点から審査を行う。
- ③ チームは、重要な調達が情報システム関係の場合には、事前審査を「金融庁情報システム調達会議」に委任することができる。
- ④ チームは、③の委任を行った場合、「金融庁情報システム調達会議」に対し審査結果の報告を求めるとともに、必要に応じ、委任した業務が適切に行われているか、適宜適切な方法で確認する。

(4) 行政事業レビュー

チームは、別途定める「行政事業レビューにおける平成 22 年度行動計画」のとおり、行政事業レビューを実施する。

(5) 国民の声の受け付け・対応、改善への取組み

- ① チームは、金融庁の予算執行に関する国民の声を受け付けるため、金融庁ホームページに受付窓口を設置する。
- ② 国民の声の受け付け状況については、チームに報告する。
- ③ チームは、原則として年1回、国民からの声の状況とこれらへの対応・改善結果等を取りまとめ、公表する。

(6) 予算執行の効率化等に向けて職員の参画や意識の向上を図る取組み

- チームは、予算執行の効率化等の観点から、職員による提案の募集、研修の実施等の取組みをさらに進める。

(7) 予算執行の情報開示の充実

- ① チームは、次のとおり、予算執行の情報開示を充実する。
 - i 予算について項別に毎月の支出状況を公表する。庁費及び旅費については、年度末の事務経費等の駆け込み執行・不要不急な出張等が行われていないか等の観点を踏まえ、目ベースで公表する。開示する情報の更新は四半期毎に行う。
 - ii 競争入札と随意契約の別に分けて、少額のものを除き全ての契約に

係る情報を公表する。

iii 随意契約見直し計画に基づき、競争性のない随意契約から競争性のある契約への移行を進めるとともに、見直し後も競争性のない随意契約として残らざるをえないものの概要について公表する。

iv 四半期毎の委託調査費の支出状況（調査の名称・概要、契約の相手方名、契約形態、契約金額、契約締結日、成果物（完成後））を公表する。

v 四半期毎のタクシー代の支出実績を公表する。

② チームは、ホームページにおける予算執行の情報開示について、一元的なポータルとなるページを設ける。

(8) その他

チームは、必要に応じ、予算執行計画について所要の見直しを行うことができる。